

2026 年 8 月 10 日

各 位

株式会社 みなと銀行

芦屋市との遺贈寄付に関する協定締結について

りそなグループのみなと銀行(社長 持丸 秀樹)は、円滑な遺贈寄付※を実現するため、芦屋市と「遺贈希望者に対する遺言信託業務の紹介に関する協定書」を締結しました。

当社は、兵庫県内に本店を置く信託兼営金融機関として、遺言信託などの機能を活用し、お客さまの想いの実現や次世代への資産承継を支えています。

※ 寄付の意思を持つ個人が、遺言書により特定の団体等に寄付する意思を示し、お亡くなりになられた後、遺言書の内容に沿って財産を寄付すること

近年、社会貢献への関心の高まりを背景に、遺贈寄付に対するニーズが高まっています。本協定に基づき、芦屋市と連携を強化し、遺贈を希望される方々の想いを実現するための支援体制を構築してまいります。

今後も地域金融機関として、お客さまの円滑な資産承継を支援するとともに、地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

【協定の概要】

協定の名称

「遺贈希望者に対する遺言信託業務の紹介に関する協定書」

締結日

2026 年 8 月 10 日

主な協定内容

芦屋市への遺贈を希望される方に対して、みなと銀行の遺言信託業務に関する相談窓口を紹介し、遺言作成から遺言執行までを含めた円滑な遺贈手続きを支援します。

以上